



**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)**1. 研究事項**

## (1) 企業倫理の実効性を高める企業行動規範

日本における企業倫理・コンプライアンス活動における先進企業（リーディングカンパニー）の行動規範に焦点をあて、各社に共通する行動規範と浸透活動の特徴を考察し、企業倫理の実効性を高めるための要素を明らかにする。

## (2) 「企業倫理の制度化の定義に基づく企業倫理活動」の実効性の考察

先行研究で定義される「企業倫理の制度化」は、①体系的で明確に記述された倫理的行動規範の制定、②規範の浸透ならびに遵守を保証する教育訓練の徹底、③問題の発見・疑問の発生に際しての通報・相談などに即時・的確に対処する専門部署の設置、④倫理問題担当専任役員の選任、の4項目である。

本研究では、企業倫理の制度化を「遵守すべき明確な行動規範の制定」、「行動規範の遵守活動を推進する倫理専門部署の設置・倫理担当役員の選任」、「倫理教育・訓練の徹底」の3項目にまとめ、各項目が(1)の先進企業でどのように展開され、成果を挙げているかを明らかにする。

**2. 研究計画・方法**

企業倫理・コンプライアンスの活動をリードする先進企業4社の取組みにおいて、各社の企業活動・行動の基準ともいべき行動規範に焦点をあて、行動規範制定と浸透活動において、実効性を高めるための考え方や施策を各社の企業倫理専任部署にインタビュー調査した。

## (1) インタビュー実施企業

- 1) 富士ゼロックス株式会社
- 2) 株式会社資生堂
- 3) 松下電器産業株式会社
- 4) 三菱地所株式会社

## (2) 主なインタビュー項目

- ・企業理念と「行動基準」の関係
- ・「行動基準」の改定・内容で重視したこと
- ・「行動基準」の周知活動・倫理教育内容
- ・企業倫理・コンプライアンス活動への経営者の関わり
- ・企業倫理・コンプライアンス活動の情報公開の重視度

**3. 研究成果**

## (1) 先進企業4社に共通する行動規範の実効性を高める特徴

## 1) 企業理念と行動規範の結びつけ

4社に共通する特徴は、まず“何のために会社が存在して、会社の社会的使命は何か”という企業理念と行動規範を結びつけていることである。そして、企業倫理を単なる「法令遵守」や「不祥事防止」を目的とした活動ではなく、「社会的責任」を果たしていくための自主的で積極的な活動として位置づけている。

## 2) 遵守すべき明確な行動規範の制定

行動規範とガイドに共通する特徴は、遵守の主体となる従業員にとって、自分の業務と結びつけられる項目、内容となっていることである。また、行動規範の制定と周知にあたり、経営者が企業倫理に取り組む目的を従業員に伝え、企業倫理の重要性を社内外に繰り返し表明している。このような経営者の積極的な関与は、行動規範の周知と理解を促進するうえで有効であると考えられる。

## 研究成果の概要 つづき

## 3) 行動規範の適用範囲とコミットメント

近年、グループ企業の不祥事に対して資本関係にある親会社の経営責任を問うケースが増え、連結の子会社を持つ企業には「内部統制」の整備とともにグループとして遵守する共通の行動規範が求められている。4社においても行動規範遵守のコミットメントは様々な方式で行われているが、4社に共通する特徴は、誓約書の提出や署名が最終目的ではなく、行動規範を受け取った人が内容を理解し、当事者として行動規範に基づいた行動をとることを重視している。

## 4) 行動規範遵守状況のモニタリング

4社は、関連会社を含んだ内部通報制度を整備し、通報者保護を明示するとともに、行動規範に反する通報だけではなく日常業務で判断に迷う場合にも相談できることを周知している。また、定期的に企業倫理に関する意識調査を実施し、結果をその後の活動に反映している。4社では、内部通報制度の運営、意識調査の実施は活動の主体である従業員の声が直接把握できるため、有効なモニタリングとして位置づけている。

## 5) 行動規範に反する企業行動への対応

4社のインタビュー調査から、行動規範遵守の実効性を担保するための重要な要素として「経営者の判断・行動にぶれがないことが重要である」ことがわかった。企業活動上の倫理問題や課題は事業の構造的な問題が関連する場合が多く、個人や一部門では解決できない。このようなときに重要なのは、経営者が行動規範に則った判断と行動をとることである。行動規範遵守が原則であり、これに基づく経営ができない場合は、事業活動そのものを見直さなければならない。

## (2) 「企業倫理の制度化の定義に基づく企業倫理活動」の実効性

先進企業の制度化は、各項目を着実に実践している。行動規範は、業務に関わる仕組みや手続きといった目に見えるものを改善するだけでなく、組織内の悪しき“暗黙の規範”を止めることで、真に現場で行動規範が遵守され、実効性のあるものとなる。

「企業倫理の推進は、企業という組織から強制されて従業員が取り組むのではなく、従業員が企業倫理の必要性を理解し、自ら主体的に企業倫理の実践に取り組むようにすること」と言える。換言すれば、「倫理的な価値判断と行動ができる自律した人材を一人でも多く育成すること」である。

## 【参考文献】

梅津光弘 (2002) 『ビジネスの倫理学』 丸善株式会社

Carroll, A. B., "The Pyramid of Corporate Social Responsibility: Toward the Moral Management of Organizational Stakeholders", *Business Horizons*, Jul-Aug. 1991

Carroll, A. B. and Buchholtz, A. K., (2003) *Business & Society: Ethics and Stakeholder Management* 5<sup>th</sup> ed., South-Western.

亀川雅人編 (2005) 『ビジネスクリエーターと企業統治』 創成社

久保田潤一郎 (2007) 「企業倫理・コンプライアンス活動と CSR」、亀川雅人、高岡美佳編著『CSRと企業経営』学文社

出見世信之、佐久間伸夫 (2001) 『現代経営と企業倫理』学文社

水谷雅一 (1995) 『経営倫理学の実践と課題』白桃書房

中村瑞穂編 (2003) 『企業倫理と企業統治 国際比較』文眞堂

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)

—

② 図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)

久保田潤一郎 (2007) 「企業倫理・コンプライアンス活動と CSR」、亀川雅人、高岡美佳編著『CSRと企業経営』学文社、256 ページ

③ シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)

—

④ その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

・立教ビジネスデザイン研究 4 号に「企業倫理の実効性を高める企業行動規範についての一考察 (A Study of Corporate Code of Conduct to make Effect of Business Ethics)」のタイトルで掲載 (予定)

・立教大学ビジネスクリエーター創出センターCSR研究会 (2006) 「管理職ビジネスパーソンのCSR (企業の社会的責任) に関する意識調査調査報告書」